

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ計測、航空レーザ測深、数値図化）

三 作業地域

高麗川

四 作業期間

令和五年三月二十日から令和五年九月二十九日まで